

2020年度

「NEDO先導研究プログラム／未踏チャレンジ2050」  
に係る公募要領

【御注意】

本プログラムへの応募には、NEDOへの書類提出に加え、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」へ所属研究機関及び研究者の登録、並びに応募基本情報入力が必要です。

・所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合があります。

・複数機関で応募する場合には、機関ごとに全て e-Rad への所属機関及び研究員の登録が必要です。

e-Rad で応募基本情報入力を行わないと応募できません。余裕を持って登録手続きを行い、提案書提出日までには情報入力を完了してください。

2020年4月24日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

## 目 次

	頁
1. 事業概要 .....	2
2. 応募要件 .....	3
3. 提出期限及び提出先 .....	4
4. 応募方法 .....	5
5. 秘密の保持 .....	7
6. 委託予定先の決定 .....	7
7. 留意事項 .....	9
8. 不正行為の防止 .....	1 2
9. 公募説明会の開催 .....	1 5
1 0. 問い合わせ先 .....	1 5
1 1. NEDO事業に関する業務改善アンケート .....	1 5

### 関連資料

・別添 1：公募する研究開発テーマの対象研究領域と説明内容 .....	1 6
・別添 2：【様式 1】【様式 2】提案書作成及び送付上の注意事項 .....	1 8
・別添 3：【様式 3】利害関係の確認について .....	2 8
・別添 4：【様式 4】NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について.....	2 9
・別添 5：NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針 .....	3 3
・別添 6：NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針 .....	3 7
・別添 7：契約に係る情報の公表について .....	4 1
・参考資料 1：追跡調査・評価の概要 .....	4 2
・参考資料 2：NEDO先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について...	4 5

## 「NEDO 先導研究プログラム／未踏チャレンジ2050」に係る公募について

(2020年4月24日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度「未踏チャレンジ2050」の委託先の公募を行います。このプログラムへの応募を希望される方は、本公募要領に従い御応募ください。

本事業は、2020年度の政府予算に基づき実施するため、政府予算案の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

### 1. 事業概要

#### 1-1. 背景

本事業は、温室効果ガス排出削減などを目指して、エネルギー・環境分野の中長期的な課題を解決して低炭素社会の実現に資する、革新的な低炭素技術シーズを探索・創出するとともに、ひいては次の研究ステップへの発展、将来の国家プロジェクトに繋げていくことを目指します。

なお、本事業は「NEDO先導研究プログラム」の基本計画に基づき、実施いたします。

#### 1-2. 目的

本事業は、既存技術の延長線上になく、従来の発想によらない革新的な低炭素技術シーズを探索・創出し、将来の国家プロジェクト化や社会普及への道筋を示し、2050年頃の温室効果ガスの抜本的な排出削減に貢献することを目的とします。

#### 1-3. 事業内容

本事業は、2050年頃を見据えた温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する技術・システム、及びその技術・システムにおいて解決すべき課題を明確にしつつ、その課題を解決できる革新的な低炭素技術シーズについて、先導研究として実施するものです。新規性・独創性・革新性があり、将来的な波及効果が期待できる研究開発テーマについて、民間企業、大学及び公的研究機関等からなる産学連携のもとで先導研究を実施します。

また、本事業では、研究開発をより効果的に推進するために、事業全体を統括するプログラムディレクター（PD）及び特定の技術分野・研究開発領域において専門の見地から助言等を行うプログラムオフィサー（PO）を配置の上、効率的に推進します。

##### (1) 対象とする研究開発テーマ

本公募の対象とする研究開発テーマは、別添1のとおり、5つの研究領域（①次世代省エネエレクトロニクス、②環境改善志向次世代センシング、③超電導材料をはじめとする革新的電導材料の開発又はデバイスへの応用、④未来構造・機能材料、⑤CO<sub>2</sub>有効活用）のいずれかに該当する研究開発内容とします。これらの研究領域において、2050年を見据えた温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する革新的な技術・システムについて、産業及び社会面も踏まえて解決すべき技術課題とそれを解決する研究開発内容を募集するものです。

研究開発テーマは、革新的な技術・システムの必要性・重要性（産業界のニーズ含め）とともに、その技術・システムで解決すべき課題とそれを解決する研究開発内容の必要性・重要性を求めます。

また、研究開発テーマは、新規性、革新性及び独創性が高いものであって、研究開発フェーズとしては取組みのごく初期の段階であり、実用化までの確実な見通しをつけることが現時点では困難であるが、研究開発に成功した場合、産業へ大きなインパクトを与えると期待できるものであること、すなわち、ハイリスクであるが、ハイリターンが期待できることを重視します。

## (2) 研究開発の実施体制

本事業の研究開発の実施体制は、原則として、企業及び大学等（※1）で構成する産学連携の体制とします。

なお、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われている場合には、大学等のみによる提案も可能とします。ただし、ステージゲート審査（※2）では、具体的な連携体制を確保するものとして、計画を提示して頂くことを前提とします。

### ※1 「大学等」とは

- ① 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関）
- ② 国又は公設の試験研究機関
- ③ 独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの

### 1-4. 研究開発テーマの実施期間・規模

実施期間	規模（/年・件）
最大5年（原則3～5年。研究開発の途中段階でステージゲート審査（※2）を実施します。）	5百万～2千万円程度（※3）

※2 NEDOが審査を実施し、時期は各案件の実施期間に応じ決定いたします。また、国内外の情勢変化、日本国政府の予算又は方針の変更、ステージゲート審査結果や進捗状況等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

※3 産学連携状況含め提案内容により予算額を見直す場合があります。

### 1-5. 事業形態・NEDO負担率

事業形態：委託

NEDO負担率：100%

## 2. 応募要件

応募資格のある研究開発実施機関となる法人は、次の（1）～（6）までの条件、「基本計画」及び「2020年度実施方針」に示す条件を満たす企業、大学等とします。産学連携の体制は、企業と大学等が連名して委託予定先となる体制、又は大学等から企業への再委託若しくは共同実施を行う体制としてください。また、国立研究開発法人から企業への再委託又は共同実施は認めません。（ただし、再委託先又は共同実施への資金の流れがないものは除く。）

なお、委託予定先となる企業から大学等への再委託又は共同実施も認めません。

大学等の登録研究員（再委託含む）については2020年度末（2021年3月31日）において40歳未満の若手研究員のみを対象とします。

- （1）当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発の目標達成及び計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （2）委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- （3）NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。

- (4) 原則として企業及び大学等で構成する産学連携の体制で実施し、各企業、大学等の、それぞれの責任と役割が明確化されていること。ただし、将来的に産学連携となる研究開発体制の具体的な想定があり、かつ、少なくとも現時点で連携先となる企業を模索する具体的な取組が行われている場合には、大学等のみによる応募も可能とする。
- (5) 技術研究組合、公益法人等が応募する場合は、応募する技術研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合には、国外企業等との連携により実施することができることとする。

### 3. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書を作成し、必要な添付書類とともに下記の提出期限までに電子メールにて御提出ください。なお、電子メール以外による提出は受け付けませんので、御注意ください。

#### (1) 提出期限

2020年6月30日（火）正午必着

応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

#### (2) 提出先

提出書類は、電子メールの添付資料として次のメールアドレスに送付してください。

[mitou@nedo.go.jp](mailto:mitou@nedo.go.jp)

#### <注意事項>

- ・ 電子メールの件名は、「未踏（領域記号）\_\_法人名」としてください。
- ・ e-Rad（後記4. 4-1（4）を参照）上への登録が提出期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDOイノベーション推進部に相談してください。

## 4. 応募方法

### (1) 提案書等の提出

下記の表を参考にして、必要な書類を電子メールで提出してください。なお、提出書類の様式は、NEDOのホームページからダウンロードすることができます。

書類名	留意事項
提案書 表紙 【様式1】	全実施機関からの提出が必要。PDF形式で提出
提案書 本文 【様式2】	PDF形式で提出
利害関係の確認について【様式3】	PDF形式で提出
NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票【様式4】	再委託先、共同実施先を含む全実施機関の提出が必要。PDF形式で提出
e-Rad 応募内容提案書	PDF形式で提出
情報項目ファイル	MS-Excel形式で提出
契約に対して疑義がある場合の書面 (該当する場合のみ提出)	・NEDOから提示された契約書(案)に合意することが提案の要件となります。(提案書[本文]「9. 契約に関する合意」を御参照ください) 契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書を提出。

### (2) 提案書等の作成

提案書等の作成に当たっては、次に掲げる事項に注意してください。

- ① 提案書等は、日本語で作成してください。
- ② 提案に当たっては、委託予定先となる機関が複数ある場合は、その全機関が連名にて申請してください(再委託又は共同実施先を除く。)
- ③ 連名で提案する場合は、連名して提案する機関の中からNEDOからの連絡窓口となる機関(応募連絡先の機関)を定めてください。提案書【様式1】に応募連絡先の機関が分かるように記入してください。
- ④ 本事業の一部を再委託又は共同実施する場合は、再委託の額の制限等、業務委託契約約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります(再委託又は共同実施の額は、委託先との契約金額の50%未満になります)。
- ⑤ 提案書【様式1】【様式2】の作成上の注意事項は別添2を参照してください。
- ⑥ 【情報項目ファイル】(MS-Excel形式)はNEDOホームページからダウンロードして、様式中の記入例、記入に当たっての注意事項及び提案書参照箇所を参考に情報項目を記入してください。
- ⑦ 「利害関係の確認について」【様式3】は別添3を参考に記入してください。委託予定先の決定に当たってNEDOで実施する、外部有識者による研究開発テーマの検討は、利害関係のない評価者・委員を選任して実施しますが、この資料は、公正な決定プロセスを確保するために、この選任等の際に活用させていただきます。
- ⑧ e-Rad 応募内容提案書については、後記(4)④を参照して、e-Rad ポータルサイトにて研究開発テーマの実施体制を構成する、いずれかの研究機関の研究者が公募件名に対する応募情報を入力し、入力内容に不備がないことを確認して、「応募内容提案書」を印刷してPDF形式にしたものを提出ください。応募情報入力の際、研究開発テーマの実施体制を構成する全研究機関の主要研究員を研究組織情報欄に研究分担者として登録してください。

### (3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合の取扱い

提案書の受理等に関しては、次のとおりです。

- ① 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は、受理できません。
- ② 提出された提案書を受理したときはNEDOから受理した旨の電子メールにて返送します。

- ③ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。  
その場合は提出された書類は受理されず、NEDOにて廃棄いたします。

(4) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) (※) による申請手続きと、NEDOへの提案書類の提出の両方の手続きが必要です。この e-Rad による申請手続きを行わないと、本事業への申請ができませんのでご注意ください。

(※) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記の URL を参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受付を行っています。

○ e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/index.html>

○ e-Rad 利用可能時間帯 0:00~24:00

<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

○ e-Rad ヘルプデスク

電話番号：0570-066-877 (ナビダイヤル)、03-6631-0622 (直通)

受付時間：午前 9:00～午後 6:00

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日) を除く

e-Rad に関する事務手続きの流れは、次のとおりです。

以下①～④の手続きのうち、①及び②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、ID を取得されている場合は不要です (③及び④の手続きは必要です)。

① 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時まで e-Rad に研究者が登録されていることが必要です。研究者の所属研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録されると、ログイン用 ID、パスワードが発行されます。登録手続きに2週間以上掛かる場合がありますので、余裕をもって登録申請してください。

・連名して申請する場合は、一機関の研究者が代表して登録を行ってください。なお、連名する全機関が e-Rad に登録され、各機関の主要研究員が研究者番号を取得していることが必要ですので御注意ください。

・事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて行ってください。

② 研究者の登録

前記①で登録した所属研究機関の事務代表者が、研究者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID とパスワードを取得してください。

③ 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究の代表者が、公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。e-Rad への登録の際には、「研究開発課題名」欄に、該当する「研究領域記号 (A~E)」を先に記載の上、続けてご自身の「研究開発テーマ名」を記載してくだ

さい。この印刷物は NEDO への提出書類 として必要になります。

#### ④ 応募情報の確認と登録

入力内容に不備がないことを確認してから「この内容で提出」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「この内容で提出」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。

○研究機関向け操作マニュアル

[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

○研究者向け操作マニュアル

[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

#### 【注意事項】

- ・提案書類を提出する際には、応募情報が e-Rad に登録されていることが必要です。NEDO への提案書類の提出締切日までに十分余裕をもって準備して、登録を完了するようにお願いします。
- ・提出締切日までにシステムの「応募／採択課題一覧」のステータスが「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad のヘルプデスクまで連絡してください。
- ・一旦提出した応募情報を、研究者が再度修正できる状態に戻すことが可能です。この操作を e-Rad では「引戻し」と呼びます。「引戻し」して情報を修正した場合は、応募の締切日前までに必ず再度登録を完了して、e-Rad 応募内容提案書を更新してください。

## 5. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDO で厳重に管理します。取得した個人情報等は研究開発の実施体制の審査に利用するほか、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、前述の目的以外で利用することはありません（法令等により提供を求められた場合を除きます）。

ただし、情報項目ファイルの内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、イノベーション政策の発展のため、主務官庁である経済産業省に情報を共有することがあります。

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取扱われます。

## 6. 委託予定先の決定

### 6-1. 委託予定先の検討方法

「提案書」の要件確認を行った後、客観的な審査基準に基づき、一次審査として外部有識者等を活用した書面審査を行います。一次審査で審査の継続に至ったものは、外部有識者で構成される審査委員会においてヒアリングによる二次審査を実施します。そのうえで、外部有識者による案件検討委員会で委託予定先案を検討し、NEDO による契約・助成審査委員会において委託予定先を決定します。

なお、委託予定先等の決定は非公開で行い、決定プロセスの経過等に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

## 6-2. スケジュール

2020年	4月24日	公募開始
	6月30日正午	公募締め切り
	7月～	案件検討
	7月中・下旬	ヒアリング要否連絡
	7月31～8月6日（予定）	ヒアリング（※）
	9月上旬（予定）	契約・助成審査委員会
	9月中旬（予定）	委託予定先決定 公表（プレスリリース）
	10月1日（予定）	事業開始

※ 案件検討において、一次審査を通過した提案者に対してヒアリングを実施します。

## 6-3. 研究開発テーマの検討基準

「公募目的との整合性及び研究開発課題の妥当性」、「研究開発テーマの革新性・独創性」、「研究開発成功時の波及効果・インパクト」、「研究開発体制・計画の妥当性」、「政策・長期ビジョンへの有効性」等の項目を検討します。とりわけ、「研究開発テーマの革新性・独創性」では、目標とする技術の到達レベルが、現状の世界におけるベンチマークと比較してどの程度優れているのか、加えて、提案のどのレベルまでがこれまでの研究であり、どこからが未踏研究の領域なのかが、重要となります。

## 6-4. 契約・助成審査委員会の選考基準

委託予定先は次の基準により選考します。

(1) 委託業務に関する提案書の内容が、次に掲げる事項に適合していること。

- a. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
- b. 開発等の方法、内容等が優れていること。
- c. 開発等の経済性が優れていること。

(2) 当該開発等における委託予定先の遂行能力が、次に掲げる事項に適合していること。

- a. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
- b. 当該開発等を行う体制が整っていること。  
(再委託予定先・共同実施相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている又は既に受けている場合はその妥当性が確認できること)
- c. 当該開発等に必要な設備を有すること。
- d. 経営基盤が確立していること。
- e. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- f. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 委託予定先の選考に当たって考慮すべき事項

- a. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- b. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- c. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- d. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

## 6-5. 委託先の公表及び通知

### (1) 書面審査における審査継続

書面審査にて審査継続となった提案者に対して、ヒアリング審査を実施する旨の通知を7月下旬頃に電子メールで行います。その際、ヒアリングの日時や追加で提出する資料について、改めて連絡しますので、提案者は指定された日程に対応できるよう準備をお願いします。

### (2) 検討結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

### (3) 氏名の公表

外部有識者による案件検討の委員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

### (4) 附帯条件

採用に当たって条件（規模の見直し、提案内容の一部採用、実施体制の見直し、実施期間の短縮等）を付す場合があります。

## 7. 留意事項

### (1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

また、次の事項について合意していただくことが委託先として選定されることの要件となります。

- ① 研究開発テーマの全部又は一部を採用すること。
- ② NEDOが必要と判断した場合に、提案した実施体制以外の委託予定先と研究開発テーマにかかる実施体制を組むこと。
- ③ NEDO内外を問わず他の競争的資金事業と研究委託内容の重複がないこと。

なお、既存の国家プロジェクトや、政府の2020年度国家プロジェクトとの関係で、研究内容（規模、期間等を含む。）を調整することがあります。

また、契約期間は5年計画の場合は最長3年、3年及び4年計画の場合は最長2年とします。契約終了する3か月前を目安に、ステージゲート審査を実施し、継続可否、計画の見直し等を審査したのち、変更契約を締結します。

### (2) 受託業務の実施

受託業務の実施については、原則として、以下の対応をお願いします。

- ① プログラムディレクター、プログラムオフィサーによる研究開発内容等への助言等に従うこと。
- ② 研究を推進するための研究開発推進委員会の設置、運営を行うこと。

### (3) 再委託について

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。また委託予定先となる企業から大学等への再委託又は共同実施も認めません。

### (4) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添4を御覧ください。なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

#### (5) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

#### (6) 知財マネジメント

- ・本事業は、「NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針」(別添5)を適用します。本方針は、「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」(平成27年9月25日)をベースとして、「NEDO先導研究プログラム」用に策定したもので、本事業においても本方針を適用します。
- ・本事業では、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。
- ・本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)に御協力いただきます。
- ・本事業の研究開発テーマへの参加者は、本方針に従い、原則として研究開発テーマの事業開始(委託契約書の締結)までに、研究開発テーマごとに参加者間で知的財産の取扱いについて合意する必要があります。知財合意書の作成については、参考資料2「NEDO先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について」を御覧ください。

<参考>「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00002.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html)

(注) 本事業用の知財マネジメント基本方針は「別添5」を適用します。

#### (7) データマネジメント

本事業は「NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針」を適用します。詳細は、(別添6)を御覧ください。

#### (8) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)によりNEDOに報告してください。

<参考>

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

#### (9) 博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

<<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があります、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(10) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添7のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがありますので御了知ください。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

(11) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制<sup>\*</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記を御覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
  - ・ （Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
  - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/>

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

(1 2) 予算執行状況調査表の提出

委託事業の研究開発の進捗を確認するため、委託期間の経費計上見込みと実施月の実績を毎月提出していただきます。

(1 3) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(1 4) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

\*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

(1 5) 中小企業技術革新制度（SBIR）

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」において、「特定補助金等」の指定を受けています。指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。

詳細については、次のホームページをご参照ください。

<<https://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/subsidy/index.html>>

また、補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、採択テーマ等）については、研究開発成果の事業化支援のため、SBIR特設サイト（※）に原則掲載されることとなります。

（※）SBIR特設サイトでは、特定補助金等の交付を受けた中小企業の情報を掲載し、事業化支援を行っています。

<<https://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/index.html>>

## 8. 不正行為の防止

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指

針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

<[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)>

※2 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください：NEDOホームページ

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

イ 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ロ 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います)

ハ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します)

ニ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも上記イ～ハの措置を講じることがあります。

ホ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の委託契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、NEDOが求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。 ※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。 ※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業

及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

<[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)>

※4 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOホームページ

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

① 本事業において不正行為があると認められた場合

イ 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ロ 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間は、不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間です。)

ハ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間は、責任の程度等により、原則として、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間です。)

ニ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記ハにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も、同様の措置を講じることがあります。

ホ NEDOは、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(3) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は、次のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： [helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

## 9. 公募説明会の開催

本事業の内容、応募の手続き等について、公募説明会を開催します。公募説明会の具体的な場所、日時、事前申込み締切日等は、NEDOホームページに掲載しますので、御確認ください。

応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

また、公募説明会に出席を希望される企業、大学等は、NEDOホームページから事前登録をお願いいたします。公募説明会終了後、同じ会場にて、応募の具体的な手続き、提出書類の記入方法等にかかわる御質問・御相談に個別に応じます。この個別相談についてもNEDOホームページから事前登録をお願いいたします。

なお、定員に達した場合は申し込み期限前にお断りすることもございますので、あらかじめ御了承ください。

## 10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は、公募説明会で受け付けます。また、公募説明会以外でも、公募期間中は、お問い合わせを以下のE-mail及びFAXにて受け付けます。ただし、決定プロセスの経過等に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

< 問い合わせ先のE-mail及びFAX番号 >

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部 フロンティアグループ（服部、大野）

E-mail: [mitou@nedo.go.jp](mailto:mitou@nedo.go.jp)

FAX : 044-520-5177

## 11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のあるかたは、以下リンクより、ご意見お寄せいただければ幸いです。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyoku.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html)

なお、ご意見については、本プロジェクトに限りません。

## 関連資料

基本計画

2020年度実施方針

- ・別添1：公募する研究開発テーマの対象研究領域と説明内容
- ・別添2：【様式1】【様式2】提案書作成及び送付上の注意事項
- ・別添3：【様式3】利害関係の確認について
- ・別添4：【様式4】NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について
- ・別添5：NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針
- ・別添6：NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメント基本方針
- ・別添7：契約に係る情報の公表について
- ・参考資料1：追跡調査・評価の概要
- ・参考資料2：NEDO先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について  
業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款

## 公募する研究開発テーマの対象研究領域と説明内容

公募する研究開発テーマは、原則、以下の研究領域に該当する研究開発内容とします。研究領域毎の説明文も示しますので、解決すべき課題を設定の上、研究開発内容についてご提案下さい。

研究領域A	次世代省エネエレクトロニクス
技術課題例 1	電力の利用範囲を広げる大電流、高耐圧、高周波のいずれにも対応する省エネデバイスに関する課題
技術課題例 2	技術課題例 1 の省エネデバイスを活かすドライブ回路、受動素子、システムに関する課題
技術課題例 3	高効率でフレキシブルな電力変換と制御を実現する省エネエレクトロニクスに関する課題
技術課題例 4	高い電力密度を実現する低損失省エネデバイスに関する課題
技術課題例 5	低コストで高信頼性の半導体省エネデバイスに関する課題
技術課題例 6	再生可能エネルギー大量導入を可能とする省エネデバイス、システムに関する課題
研究領域B	環境改善志向次世代センシング
技術課題例 1	省電力無線センサネットワークのための自立センサノード（環境発電、センサのパッシブ化含む）に関する課題
技術課題例 2	極限環境に対応できるセンサとセンシングスキームに関する課題
技術課題例 3	環境をセンスして応答する材料（システム含む）に関する課題
技術課題例 4	バイオミメティックなセンサ（アクチュエータ、センサ情報処理含む）に関する課題
技術課題例 5	ナノ領域の新原理等を活用したセンサ、センサシステムの省エネルギー化に関する課題
技術課題例 6	自動運転、データセンター、エネルギーグリッドなどの省電力に貢献するMEMSセンサ（マイクロシステム含む）に関する課題
技術課題例 7	センシングに基づくオンデマンド技術に関する課題

<b>研究領域C</b>	<b>超電導材料をはじめとする革新的電導材料の開発又はデバイスへの応用</b>
技術課題例 1	新しい高温超電導物質（液体ヘリウムを使わない等）の実現に関する課題
技術課題例 2	実用可能な構成成分、合成方法による低異方性新超電導物質に関する課題
技術課題例 3	新しい超電導応用に適した材料・システム設計開発（ピンニング力向上手法含む）に関する課題
技術課題例 4	高温超電導材料（低異方性できれば等方的）による（3次元）集積回路作製技術（超電導—超電導コンタクト含む）に関する課題
技術課題例 5	超電導量子ビットを応用した量子コンピュータ実現に関する課題
技術課題例 6	新しい概念、構成、形態の超電導材料の設計開発に関する課題
技術課題例 7	卓上 NMR 等への応用が期待される超伝導磁石に関する課題
<b>研究領域D</b>	<b>未来構造・機能材料</b>
技術課題例 1	超軽量化、超耐熱化、超高強度等を達成するために必要な物質の素材化に関する課題
技術課題例 2	高温、低温、高圧環境等の苛酷な環境下で対応できる材料開発に関する課題
技術課題例 3	高温で焼結しにくいセラミックス（その応用含む）に関する課題
技術課題例 4	計算機科学による超軽量、耐環境等新たな構造・機能材料の実現に関する課題
技術課題例 5	新たなプロセスによる超軽量もしくは超耐熱構造材料に関する課題
技術課題例 6	新たな機能を有する材料とその製造技術に関する課題
<b>研究領域 E</b>	<b>CO<sub>2</sub> 有効活用</b>
技術課題例 1	NZE を実現するための CO <sub>2</sub> 有効活用技術（CO <sub>2</sub> を原料とした化学品合成など）に関する課題
技術課題例 2	低濃度（濃度 1% 以下）CO <sub>2</sub> の有効活用を実現する複合技術（化学、物理、バイオ等）に関する課題

## 提案書類作成及び送付上の注意事項

1. 提案書類は、下記の注意事項及び次頁以下の記載例に従って記入してください。
2. 提案書類はA4サイズとし、内容が判読しやすい字体とし大きさは10.5ポイントを基本としてください。また、記載項目間の行数は適宜変更していただいて構いませんが、記載項目は、削除・追加しないでください。（青字で記載されている注意事項等は削除してください）
3. 提案書〔本文〕には下中央にページを入れてください。
4. 提出は、提出書類を電子メールの添付資料（2MB以下）として次のメールアドレスに送付ください。  
[mitou@nedo.go.jp](mailto:mitou@nedo.go.jp)

## &lt;注意事項&gt;

- ・電子メールの件名は「未踏（領域記号）\_\_法人名」としてください。

## 提出していただく書類

- 提案書〔表紙〕【様式1】  
…ファイル名「提案書〔表紙〕\_\_法人名」としてPDF形式で電子メールにて提出ください。
- 提案書〔本文〕【様式2】  
…ファイル名「提案書〔本文〕\_\_法人名」としてPDF形式で電子メールにて提出ください。
- 利害関係の確認について【様式3】  
…ファイル名「利害関係\_\_法人名」としてPDF形式で電子メールにて提出ください。
- NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票【様式4】  
…ファイル名「NEDO実績\_\_法人名」としてPDF形式で電子メールにて提出ください。
- 情報項目ファイル  
…ファイル名「情報項目\_\_法人名」としてMS-Excel形式で電子メールにて提出ください。
- e-Rad 応募内容提案書  
…ファイル名「e-Rad\_\_法人名」としてPDF形式で電子メールにて提出ください。



【様式1】

(提案書記入例)

□ 応募連絡先の機関 / □ 応募連絡先以外の機関

連名で提案する場合は、連名して提案する機関の中からNEDOからの連絡窓口となる機関(応募連絡先の機関)を定めてください。上記のいずれかの□を■に塗りつぶしてください。

[表紙]

「未踏チャレンジ2050」に対する提案書

研究開発テーマ名

「○○○○の研究開発」

(西暦)○○年○○月○○日

機関名(法人名) 例 ○○○株式会社、○○○大学

印(法人印等)

機関代表者名 例 代表取締役社長・○○○、大学長・○○○  
(企業の場合は代表取締役社長、大学等の場合は当該機関の長)

印(役職印又はサイン)

所在地 ○○県○○市・・・・・・ (郵便番号○○○-○○○)

担当者

所属 ○○○部○○○課

役職名 ○○○○課長

氏名 ○○ ○○

担当者所在地 ○○県○○市・・・・・・ (郵便番号○○○-○○○)

TEL △△△△-△△-△△△△ (代表) 内線 △△△△

FAX △△△△-△△-△△△△

E-mail \*\*\*\*\*@\*\*\*\*\*

e-Radにおける研究機関コード(10桁)	
-----------------------	--

※【様式1】は、連名して提案する場合、全機関各1枚作成し、提出してください。

※ 担当者は本提案に関する問合せに対応できる者(研究開発責任者、業務管理者、主要研究員等)としてください。





氏名	機関名	所属	役職	生年月日（西暦）
〇〇 〇〇	〇〇大学	〇〇学部	〇〇	1985/4/1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇年～〇〇年 〇〇の研究開発プロジェクトを立ち上げ</li> <li>・〇〇年 〇〇に関する論文を論文雑誌〇〇に掲載</li> <li>・〇〇年 〇〇学会にて、〇〇を発表</li> </ul>				

氏名	機関名	所属	役職	生年月日（西暦）
〇〇 〇〇	〇〇大学	〇〇学部	〇〇	1985/4/1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇年～〇〇年 〇〇の研究開発プロジェクトを立ち上げ</li> <li>・〇〇年 〇〇に関する論文を論文雑誌〇〇に掲載</li> <li>・〇〇年 〇〇学会にて、〇〇を発表</li> </ul>				

氏名	機関名	所属	役職	生年月日（西暦）
〇〇 〇〇	〇〇会社	〇〇課	〇〇	1985/4/1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇年～〇〇年 〇〇の研究開発でチームリーダー</li> <li>・〇〇年 〇〇に関する論文を論文雑誌〇〇に掲載</li> <li>・〇〇年 〇〇学会にて、〇〇を発表</li> </ul>				

### 3-3. 研究開発における産学連携体制

\*産学連携による提案内容の研究開発、技術が、企業側、産業界のどのようなニーズに対して期待される成果が得られるのか、わかりやすく説明してください。

\*本提案で産学連携に至っていない場合は、連携候補企業を模索する具体的な取り組みを記述してください。また、企業の具体的ニーズ、当該研究開発を要望（推奨）する文書等があれば併せてご提示ください。

### 3-4. 実施体制図

\*本研究開発を受託した時の実施体制について、各機関の役割が分かるよう実施体制図の中にまとめてください。再委託先、共同実施先があるときはそれらも含めて記入してください。

\*大学等のみで申請する場合、将来想定される産学連携の実施体制を可能な範囲で記入してください。（将来像の部分を破線で囲う等、わかりやすく示して下さい。）

(記入例)



(注) 機関ごとに全て、研究実施場所、研究項目を記入すること。

企業の場合(再委託先等を除く)は、下記も記載してください。企業の種別は公募要領内の定義を参照にしてください。会計監査人の設置は、会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社等に設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができます。設置されている場合は公認会計士又は監査法人名を記載してください。

会計監査人の設置がない場合は“なし”と記入ください。

【体制一覧】

企業名	従業員数	資本金	大企業・中堅・中小・ベンチャー企業の別	会計監査人名
株式会社A				
有限会社B				

従業員数、資本金は応募時点を基準としてください。

(参考) 中堅・中小・ベンチャー企業の定義 法律の条項番については最新のを随時ご確認ください。

\*中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの(注1)をいいます。

(ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲及び用語の定義)を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条三号ハに規定する事業協同組合等

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数(注2)が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属している企業。又は、発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア)から(エ)のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社等に設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる

4. 当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況

\*必要と考えられる主な設備の中で、応募者が保有する設備状況とその用途を記入してください。

設 備 名 称	内 容 (使用目的・仕様等を記入してください)

5. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算

5-1. 研究開発予算と研究員の年度展開

\* 研究項目をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要であるかについて、以下のような一覧表にまとめてください。

\* 連名提案を行う場合は、機関ごとに研究項目及び必要経費を分けて記入してください。なお、参考のため、研究計画スケジュールを表す線の下の ( ) 内には、その年度に投入される研究員の人数を記入してください。

単位：百万円

( ) 内は人数

研究開発項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	計
研究項目 A. ○○技術の開発 (担当：○○○株式会社 ○○研究所)							
A-1. ○○○の調査	** (*)	** (*)	** (*)				** (*)
A-2. ○○○の開発		** (*)	** (*)	** (*)	** (*)	** (*)	** (*)
研究項目 B. ◇◇評価技術 (担当：○○○○大学 ○○研究室)							
B-1. ○○○の研究	** (*)	** (*)	** (*)	** (*)			** (*)
B-2. ○○○の研究		** (*)	** (*)	** (*)	** (*)		** (*)
合 計	** (*)						

注1. 消費税は、研究開発項目ごとに内税で計上してください。また、日本国以外に本社又は研究所を置く外国企業等において、その属する国の消費税相当額がある場合にも研究開発項目ごとに含めて計上してください。

注2. 提案者が基本計画に沿ってプロジェクトを遂行するために必要な研究開発費を計上してください。  
なお、予算規模は社会・経済状況・研究開発費の確保状況等によって変動し得ることもあり、総事業費規模についてはNEDOが確約するものではありません。

## 5-2. 予算の概算

\* 研究開発に必要な経費の概算額を、実施機関ごとに委託費積算基準に定める経費項目に従って、記入してください。

・業務委託費積算基準 <https://www.nedo.go.jp/content/100906375.pdf>

・業務委託費積算基準（大学用） <https://www.nedo.go.jp/content/100906384.pdf>

・業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用） <https://www.nedo.go.jp/content/100906383.pdf>

（単位：円、消費税及び地方消費税込み）

委託先名	再委託先名・ 共同実施先名	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	計
1. ○○○株式会社		** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***
うち再委託	株式会社○○	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1
2. 国立大学法人○○○大学		** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***
うち再委託	株式会社○○	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1	(** ,*** ,***)*1
合計（1. + 2.）		** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***
うち消費税及び地方消費税 *2		** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***	** ,*** ,***

（注）

\*1 再委託先又は共同実施先は、委託先の契約金額の内数として、再委託先等の金額（消費税込）を（ ）書きで記入してください。

\*2 消費税の税率は10%で計算してください。

## 5-3. 本事業において導入を予定している機器装置・備品

\* 本事業において、導入を計画している機器装置・備品を可能な限りご記入ください。（50万円以上を目安とします。）

機器・設備名	研究実施機関名	金額（円）	該当の研究項目及び導入時期
○○装置 一式	○○大学	** ,*** ,***	研究項目 B-1/6ヶ月頃
○○分析装置 一式	○○株式会社	** ,*** ,***	研究項目 A-2/1年2ヶ月頃

## 6. 研究開発の全体構想及び実用化のインパクト

- \*本項目では、2050年頃の実用化を目指し、本事業実施後に、どのような国家プロジェクト等の研究開発に発展させ、抜本的な省エネルギー技術等を実現していく計画であるかを示してください。
- \*最終的な開発成果が得られた場合、2050年頃どのように社会に還元されるのかを、実用化イメージとインパクト（産業・環境への波及効果等）について記述してください。
- \*実用化時のゴールイメージでは、効率、寿命等の技術目標を明示し、産業・環境への波及効果等の記述では、実用化時の経済的効果（効率向上、コスト削減等）、省エネルギー効果（原油換算＝〇〇kL/年）、CO<sub>2</sub>削減効果（CO<sub>2</sub>排出削減量＝〇〇 ton-CO<sub>2</sub>/年）を概算して記述してください。
- \*省エネルギー効果、CO<sub>2</sub>削減効果の記述では、当該技術実現による間接的な効果の記述も可とします。

## 7. 政策、長期ビジョンへの有効性

- \*本提案が、政策又は長期ビジョンの形成に有効である点を以下の観点等から説明してください。
  - ・開発成功時の政策的インパクトが大きく、エネルギー・環境イノベーション戦略に合致し、将来、エネルギー・環境新技術先導研究プログラムや国家プロジェクト等として取り組むことが期待される点

## 8. 類似の研究開発

- \*現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発がある場合には、その制度名、研究開発テーマ及び内容をご説明ください。
- \*本研究開発を受託した後も並行して類似の自社研究を続ける場合には、その研究概要、目標（性能等）を明らかにしてください。また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを説明してください。

## 9. 契約に関する合意

「〇〇株式会社（代表取締役社長・〇〇△△）」及び「〇〇大学（学長・〇〇△△）」は、本提案テーマ「〇〇〇〇の研究開発」の契約に際して、NEDOより提示された委託契約書（案）及び業務委託契約約款に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づいて行います。

※NEDOより提示された委託契約書（案）及び業務委託契約約款に基づいて契約することに合意する場合は、上記の文書を記載してください。

契約締結時の“委託契約書（案）及び業務委託契約約款”は、NEDOホームページ掲載の最新版“新版ED業務委託契約標準契約書（約款、様式、別表及び積算基準）”及び“業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（約款、様式、別表及び積算基準）”を適用予定です。以下のNEDOホームページを参照して下さい。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

※連名提案の場合は、連名提案者全ての代表者からの合意を得た上で、上記文章例の主語にすべての実施機関を挙げてください。記入例、「〇〇株式会社（代表取締役社長・〇〇△△）」、「△△株式会社（代表取締役社長・△△〇〇）」、「〇〇大学（学長・〇〇△△）」及び「△△大学（学長・△△〇〇）」

※契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を1部作成し、提出してください（様式の指定はありません）。

## 利害関係の確認について

- ▶ NEDOは、研究開発テーマの決定にあたり大学・研究機関・企業等の外部専門家による先導研究案件検討委員会を開催します。この委員会では公正な案件検討を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても案件検討以外の目的に利用することを禁じております。
- ▶ さらに、委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な案件検討の徹底を図ることといたしております。
- ▶ そこで、提案者の皆さまには、委員に事前提供する情報の記載をお願いいたします。本書類にていただいた「提案者名」、「研究開発テーマ」及び「技術的なポイント」を委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- ▶ また、NEDOが委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいる場合には、「追加記述欄」（もしくは別紙）に任意で記載いただいても構いません。なお、委員から利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

## 提案者名

〇〇〇〇株式会社/主要研究員（もしくは研究開発責任者）氏名、  
 〇〇〇〇大学〇〇学部〇〇学科〇〇研究室/主要研究員氏名  
 【再委託】 〇〇〇株式会社/主要研究員氏名  
 ※連名提案を行う場合は、すべての機関名・所属・研究員氏名（再委託先、共同実施先を含む）を並記してください。

## 提案テーマ名

〇〇〇〇の研究開発

## 技術的なポイント

\*本紙の情報を受けた委員が提案者との競合関係を判断できるように、提案テーマの技術的なポイントを問題ない範囲で記入してください。

## 追加記述欄

(利害関係者とお考えになる者がいる場合には、本欄もしくは別紙に任意で御記載ください。)

新エネルギー・産業技術総合開発機構

－ N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について －

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）では、研究開発プロジェクトの実施について、その成果を把握するとともに研究マネジメント改善や技術開発戦略への反映を図りたいと考えており、本調査を実施いたします。下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

調査結果については、N E D O 内において、厳重な管理の下で取り扱うこととしており、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名が特定されないよう細心の注意を払わせていただきます。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

記

対象者	提案書の実施体制に含まれる全ての実施者（再委託先、共同実施先を含む）。技術研究組合については、構成する全ての法人が対象です。 なお、同一年度において同一法人当たり一回の御協力をお願いします。他のN E D O 事業公募時に提出している場合は、調査票の提出済み欄にチェックして提出ください。
対象プロジェクト	対象者が過去に実施したN E D O の研究開発プロジェクト（再委託先、共同実施先を含む）。ただし、対象は、過去15年間（前身の特殊法人での案件を含む）のプロジェクト。 また、同一年度にN E D O へ企業化状況報告書を提出するもの、追跡調査にて御回答いただくものは除きます。（補足QA参照）
記入方法	調査票に記入してください。 対象が5件以上ある場合には、売上や成果の活用面で高く評価できるものから5件（1者当たり）を対象者にて選定してください。 調査票は対象者ごと、プロジェクトごとに複製して利用ください。  <記入上の注意> ○実用化の定義 顧客評価（認定用）サンプルの作成や量産試作の実施、製造ライン設置、原価計算、製品ラインアップ化（カタログ掲載）、継続的な売り上げ発生 等 ○その他N E D O 成果として認識するもの 直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含まれます
提出方法	公募期限までに、対象者ごとにまとめて提出してください。
問合先及び提出先	提案書と同じ。
その他	記載いただいた内容に関して、問い合わせさせていただくことがあります。

以上

【様式4】

NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票

- ・研究機関ごとに本票を複製して記入してください。(再委託先、共同実施先を含む。)
- ・実施実績が多くある場合は、効果が大きい順に複数(最大5種)お書きください。
- ・企業以外の方につきましては、貴法人内で把握している範囲で記載をお願いします。

1. 今回提案するプロジェクト	未踏チャレンジ2050
2. 研究機関名	〇〇株式会社
3. 記載免除条件	<p>&lt;下に該当する場合チェックしてください。過去の実績欄の記載は不要です。&gt;</p> <p>≥</p> <p><input type="checkbox"/> 過去15年間、NEDOプロジェクト実施実績なし</p> <p><input type="checkbox"/> 同一年度に既に他の公募にて提出済 (応募事業名: 〇〇技術開発 公募期間: 〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日)</p>
4. 直近の報告	<p><input type="checkbox"/> 類似の調査にて報告済 (調査名: 〇〇に関する調査)</p> <p><input type="checkbox"/> 同一年度に追跡調査にて報告済 (※プロジェクト終了後6年以内) (該当プロジェクト名: P00000 〇〇技術開発)</p> <p><input type="checkbox"/> 同一年度に企業化状況報告書(または実用化状況報告書)にて報告済 (※助成事業*1 終了後6年以内、基盤技術研究促進事業終了後11年以内または16年以内) (該当制度名: 〇〇事業)</p>
5. 過去の実施実績①	<p>※過去15年以内に実施したNEDOプロジェクトの成果について記載してください。なお、「3. 記載免除条件」に該当する場合は、本項目の記載は一切不要です。また、「4. 直近の報告」に記載した事業については、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、本項目を記載いただいてもかまいません。(直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含む)</p> <p>●プロジェクト番号・名称: P00000 〇〇技術開発</p> <p>●実施期間: 〇〇年度～〇〇年度</p> <p>●プロジェクトで生み出した技術的成果と実用化の状況: (例)・当該事業で開発した〇〇〇技術を、△△△製品のxxxとして活用している。 ・当該事業で開発した〇〇〇技術を利用して△△△の製造をしている。 ・当該事業で取得した〇〇に関する特許を他社にライセンス供与している。</p> <p>●成果が活用されている製品名:</p> <p>●直近の売上額:</p> <p>●その他(社会的便益、CO<sub>2</sub>削減効果、雇用創出など):</p> <p>●記入者連絡先</p> <p><input type="checkbox"/> 提案者と同じ</p> <p><input type="checkbox"/> それ以外</p> <p>所属・氏名: 住所:</p> <p>電話: e-Mail:</p>

(留意事項)

\*対象となる助成事業:

- ・福祉用具実用化開発推進事業 ・産業技術実用化開発助成事業 ・大学発事業創出実用化研究開発事業
- ・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発
- ・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業(下記一覧)のうち助成を受けている方

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

御回答いただきました情報は、厳重な管理の下で取り扱うこととし、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよういたします。

「NEDO研究開発プロジェクト実績調査票」に関する補足事項

Q. 対象者は

- A. 対象は、提案書の実施体制に含まれる全ての実施者とします。  
再委託先、共同実施先も含まれます。  
技術研究組合の場合は、構成する企業・大学等の全ての法人を対象とします。  
公益法人は、法人自身のみを対象とします。  
なお、「過去15年間、NEDOプロジェクト実施実績がない場合」もしくは「同一年度に既に他の公募にて実績調査票を提出済の場合」には、「5. 過去の実績」の記載が不要です。また、そのようなケースに該当しない場合でも、「4. 直近の報告」に記載した事業については、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「5. 過去の実績」について記載いただいてもかまいません。

Q. 対象となる過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトとは

- A. 対象は、過去15年以内に実施し終了したNEDOの研究開発プロジェクトにおいて、NEDOと直接の契約者だけではなく、再委託先、共同実施先として参加した者も対象として含みます。(導入普及事業・モデル事業・実証事業は対象外)  
対象者のうち、企業や公益法人は部署単位ではなく法人単位で、大学法人は研究室単位で、独立行政法人は部門又はグループ単位での実績を御回答ください。  
案件が5件以上ある場合は、売上や成果の活用面で効果が高いものを、対象者にて5件を選定してください。  
また、同一年度にNEDOへ追跡調査にて御回答いただいているもの、企業化状況報告書(又は実用化状況報告書)を提出いただくものは除きます。  
具体的には、以下の2点に該当するものは、回答が不要です。

①追跡調査の対象事業

- ・過去6年以内に終了した研究開発プロジェクトのうち、同一年度の追跡調査にて御回答いただいているもの

②企業化状況報告書(または実用化状況報告書)にて、同一年度に報告いただくもの

- ・基盤技術研究促進事業

※以下の事業のうち、過去6年以内に終了したもの

- ・福祉用具実用化開発推進事業
- ・産業技術実用化開発助成事業
- ・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発
- ・大学発事業創出実用化研究開発事業
- ・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業のうち助成を受けている方  
(御参考) 課題設定型産業技術開発費助成事業一覧

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

なお、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「記載いただいてもかまいません。

Q. プロジェクト名称について

- A. 同一製品に、複数のNEDOプロジェクトの成果が活用されている場合には、「プロジェクト名称」欄には、NEDOからの資金が大きいプロジェクトについて記入し、その他のプロジェクトについては、プロジェクト名称を備考欄に記入してください。

Q. 自らが実施したプロジェクトが分からないときは

- A. 自らが把握している範囲で回答をお願いするものです。

Q. 企業以外の対象者の製品名、製品売上額欄への御回答について

- A. 自ら製造、販売を行わない対象者は、把握されている範囲で、御回答ください。

Q. 成果の活用状況について

- A. NEDOプロジェクトの「どのような成果」が、「どのような製品（下記参照）」に、「どのような形で使われているか（成果が使われている部品やプロセス等）」を記入してください。  
NEDO成果の自ら製造している製品への直接的な活用だけではなく、知財のライセンスなど、間接的な利用についても御記入ください。

Q. 成果が活用されている製品名について

- A. 自ら製造している製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。  
他社の製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。ただし、製造者からの了解が得られない場合は、品種名でも構いません。（例：液晶テレビ、冷蔵庫等）

Q. 「成果が活用されている製品」の考え方について

- A. NEDOプロジェクトの成果が何らかの形で活用されている最終製品（社会的・経済的効果を生み出す物品・サービス等）とします。ただし、自らが最終製品を製造していなかったり、使用される最終製品が多岐にわたる等の理由で、成果の活用状況の把握が困難な場合には、部材等の中間財でも結構です。

Q. 製品売上額の考え方について

- A. 「成果が活用されている製品」の売上額を記載してください。なお、売上額については、売上規模が分かる大よその値で構いません。また、国内売上のみであるか、又は海外売上を含むものであるのかについて、その区別を御記入ください。

Q. 調査票の提出方法について

- A. 公募期限までに、御提出ください。  
御提出に当たっては、実施者間での情報流出を防止する観点から、対象者ごとに個別に提出いただくか、又は対象者ごとに封書の上、提案書と一緒に御提出ください。

Q. 調査結果について

- A. NEDOは、本調査票を外部には開示せず、厳重な管理の下で取り扱い、実施者を選考する際に活用します（事前審査を行う外部有識者にも公開いたしません。NEDO内で行う契約・助成審査委員会でのみ活用します）。  
なお、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよう細心の注意を払います。

(参考)

NEDOでは、第3期中期計画において、ナショナルプロジェクトについては、プロジェクトの性格や目標に応じ、これまでの実用化・事業化に係る実績を踏まえた参加企業の選定・採択をすと掲げています。

平成 30 年 2 月 15 日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部

## NEDO 先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること）及びプロジェクト（本事業におけるプロジェクトは研究開発テーマ及びその実施体制をいう。以下同じ。）の目的を達成するため、プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクトの参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。なお、合意書の作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成 27 年 5 月）を参考にする。

## 1. 本方針で用いる用語の定義

## (1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）第 2 条第 2 項に規定する回路配置の創作、種苗法第 2 条第 2 項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであつてかつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出をいう。

## (2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

## (3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利を含む）、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

## (4) フォアグラウンド I P

フォアグラウンド I P とは、プロジェクト参加者が、プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

## (5) バックグラウンド I P

プロジェクト参加者がプロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクトの開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

## 2. 委託契約書において定める事項

### (1) 日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第19条）の適用

NEDOは、フォアグラウンドIPについて、研究開発の受託者が産業技術力強化法第19条第1項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。

- ・研究成果が得られた場合には遅滞なくNEDOに報告すること
- ・国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンドIPを無償でNEDOに実施許諾すること
- ・フォアグラウンドIPを相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンドIPを実施許諾すること
- ・フォアグラウンドIPの移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめNEDOの承認を受けること

### (2) 知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）の実施

NEDOは、成果の有効活用を図るため、受託者に対して、バイ・ドール調査を実施し、知的財産権の利用実態を把握するものとする。

### (3) その他の事項

受託者が合併等により、当該委託業務に係る知的財産権の移転が生じる場合は、事前にNEDOに届け出るものとする。

NEDOは、当該受託者が保有するフォアグラウンドIPについて、移転等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、再実施権付き通常実施権を要求する等、必要に応じて当該移転等の後におけるフォアグラウンドIPの保有者以外の第三者による実施を確保する。

## 3. プロジェクト参加者間の合意書で定める事項

### (1) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会又は同機能（「知財運営委員会等」とする。以下同じ。）を整備する。

知財運営委員会等は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する調整等を行う。

知財運営委員会は、委員長、プロジェクト参加者の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会を設置する場合には、同委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。

### (2) 秘密保持

プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト参加者に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続きや対象範囲等をプロジェクト参加者間であらかじめ合意するものとする。

### (3) プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

プロジェクトの成果については、知財運営委員会等の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

#### (4) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続き

プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会等に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会等は、届出を受けた発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定するものとする。

なお、知財運営委員会等が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、NEDOが研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化の是非についてのNEDOとの協議等が必要である。

#### (5) 研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

#### (6) フォアグラウンドIPの帰属

フォアグラウンドIPは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

発明者等が属する機関にフォアグラウンドIPを保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンドIPを保有させるとフォアグラウンドIPが分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合、プロジェクト参加者が技術研究組合を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合には、将来を見据えて適切な者がフォアグラウンドIPを保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関以外の者にフォアグラウンドIPの一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

#### (7) 共有するフォアグラウンドIPの実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、自由かつ無償にて実施できるものとするを原則とする。ただし、共有権者間の合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

#### (8) 知的財産権の実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPを含む。）について、プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者によるプロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

#### (9) プロジェクト成果の後継プロジェクトへの活用

本事業の目的に照らして、フォアグラウンド I P の保有者は、プロジェクト成果を基にした後のプロジェクト（「後継プロジェクト」という。以下同じ。）が実施される場合には、後継プロジェクトの参加者の当該プロジェクト期間中における研究開発活動に対して、N E D O が求めたときは、当該フォアグラウンド I P を実施許諾するものとする。

#### (10) フォアグラウンド I P の移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P の移転を行うときは、フォアグラウンド I P について課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

#### (11) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、プロジェクトから脱退した場合においても、知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

#### (12) 合意の内容の有効期間

プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

#### (13) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

### 4. 未利用成果等の活用促進

N E D O は、プロジェクトによる技術開発成果から得られるアウトカムの最大化を図ることを目的に、第三者への開放が可能な成果（サンプル、知的財産権等）については、その成果の活用を希望するユーザーとのマッチングによる未利用成果等の活用促進を図るものとする。

また、N E D O は、利活用されていない成果について、バイ・ドール調査等の情報を用いて要因分析等を進めつつ、日本版バイ・ドール規定の趣旨を踏まえた更なる成果促進策について検討を進める。

### 5. その他

本方針は、エネルギー・環境新技術先導プログラムの平成 27 年度に採択決定したプロジェクトから適用する。

#### (改定履歴)

平成 27 年 7 月 制定

平成 30 年 2 月 事業名変更に伴う改訂

## NEDO先導研究プログラムにおけるデータマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。なお、プロジェクト参加者間でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成29年12月）を参考にする。

## 1. 本方針で用いる用語の定義

## (1) 研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

## (2) 自主管理データ

「自主管理データ」とは、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

## (3) 非管理データ

「非管理データ」とは、自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

## 2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項

## (1) 自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。

## 3. NEDOと受託者とが約する事項

## (1) データカタログに掲載する索引情報の報告

プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）をNEDOに報告し、これをNEDOが作成したデータカタログに掲載することに同意するものとする。

## (2) データマネジメントプランの提出

受託者は、プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、データマネジメントプランをNEDOに提出する。

また、受託者は、プロジェクト参加者間のみで共有・利活用可能な自主管理データ、他のプロジェクト参加者やプロジェクト参加者以外と共有・利活用しない自主管理データについては、研究開発データの名称、研究開発データの管理者、研究開発データの説明及び秘匿する理由を記載した簡略型データマネジメントプランをNEDOに提出する。

データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランは、特段の事情がない限りプロジェクト開始前までに、NEDOに提出する。ただし、プロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、データの取得又は収集の想定ができた時点で、データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランのNEDOへの提出を行うこととする。

## (3) データマネジメントプランの追加提出・修正

受託者は、プロジェクト開始後に、想定し得なかったデータが取得又は収集される場合は、必要に応じて、研究開発プロジェクト期間中であってもデータマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランを追加提出又は修正し、NEDOに提出する。

(4) 受託者は、データマネジメントプラン、簡略型データマネジメントプラン及びメタデータをNEDOが別途指定する様式によりNEDOに提出する。

## 4. プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

### (1) データマネジメントの体制の整備

本方針に従い、自主管理データのマネジメントを適切に行うため、プロジェクト参加者間にてデータの取り扱いを協議・管理する委員会を設置し、データマネジメント機能を付与する。但し、プロジェクト参加者間にて、協議会・会合等が既に存在あるいは設置する予定がある場合は、当該協議会・会合等にデータマネジメント機能を付与しても良い。(以下データマネジメント機能を付与した機関を「管理委員会」という。)

管理委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

### (2) 本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認<sup>1</sup>

本プロジェクトの実施によって取得又は収集された研究開発データのうち、自主管理データについては、管理委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財管理委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

### (3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成してNEDO及び管理委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正してNEDO及び管理委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、管理委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本プロジェクト期間中の研究開発又は本プロジェクトの成果の事業化のための研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、又は本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

1 個人情報を含む研究開発データについては、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となるが、プロジェクト参加者は、当該加工に際し、法令及びガイドライン等を十分に考慮する必要があることに留意する。また、自主管理データを管理するに当たり、不正競争防止法における保護を受けるためには、その自主管理データが、不正競争防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要である点に留意する。

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、管理委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

#### 5. プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

以下の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に(8)に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

- (1) 研究開発データの名称
- (2) 研究開発データを取得又は収集した者
- (3) 研究開発データの管理者
- (4) データの分類（自主管理データと記載）
- (5) 研究開発データの説明
- (6) 研究開発データの想定利活用用途
- (7) 研究開発データの取得又は収集方法
- (8) 研究開発データの利活用・提供方針

- (9) (他者に提供する場合) 円滑な提供に向けた取組  
(秘匿して自ら利活用する場合) 秘匿期間、秘匿理由
- (10) リポジトリ (プロジェクト期間中、終了後)
- (11) 想定データ量
- (12) 加工方針 (ファイル形式、メタデータに関する事項を含む。)
- (13) その他 (サンプルデータやデータ提供サイトのURL)

(改訂履歴)

平成30年4月 第1版

## 契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は応募を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札、又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

## (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること、又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

## (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月中に締結した契約については原則として93日以内）

(参考資料1)

#### 追跡調査・評価の概要

本資料は、業務委託契約約款の協力事項に記載されております  
追跡評価及びそれに先立って実施する追跡調査の概要を説明した  
ものです。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

追跡調査・評価に関する問い合わせ先
国立研究開発法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
評価部
TEL：044-520-5160
FAX：044-520-5162

## 追跡調査・評価の進め方

プロジェクト終了翌年 <b>事前準備調査</b>	調査・評価を開始する際の必要事項の調査 1) プロジェクト終了後に目指す目標段階及びスケジュール (研究、技術開発、製品化、上市段階) 2) プロジェクト期間中の状況
-----------------------------	--



簡易追跡調査 (現状の把握)	プロジェクト終了後の進捗状況の調査		
	<b>期間・頻度</b> プロジェクト終了後 1,3,5年後の状況を その翌年度に調査	<b>方法</b> 調査票	<b>調査内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状段階の確認</li> <li>・成果の活用状況等</li> </ul>



詳細追跡調査 (原因の把握)	事前準備調査の結果、「研究を継続しなかった企業」、簡易追跡調査の結果、 「上市・製品化に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象に、より詳細な調査	
	<b>方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票</li> <li>・ヒアリング</li> </ul>	<b>調査内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会・経済への裨益</li> <li>・上市・製品化、中断・中止の要因等</li> </ul>

※企業のみ対象



追跡評価 (効果・改善点の把握)	プロジェクトの効果や改善点の評価 (チェック&アクション)	
	<b>方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NEDOの自己評価</li> <li>・研究評価委員会における評価</li> </ul>	<b>観点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民への説明責任</li> <li>・運営管理の見直し</li> <li>・技術開発戦略への反映</li> <li>・研究評価委員会における評価</li> </ul>

### 【実施のポイント】

- ① NEDOから資金を得てプロジェクトに参加した**委託先、共同実施先等の全ての企業が対象**。また、中心的役割を果たした大学、独法等も対象。
- ② プロジェクト終了後、**原則5年後までの状況を、隔年で調査**。プロジェクト成果に基づく当該機関の継続事業を追跡。
- ③ 調査・評価結果は、**説明責任の履行、マネジメント改善、成果普及の促進**に活用。

「追跡調査・評価」に関する補足事項

Q. 追跡調査・評価とは何ですか

A. NEDOプロジェクトに参加された実施者の皆様のプロジェクト終了後の取組状況を調査して、NEDOプロジェクトの社会への貢献度を把握したり、NEDOのマネジメント改善にいかしたりするものです。

実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

実施者の皆様とは、委託先、再委託先、共同実施先、研究組合や集中研等を構成していた企業等です。

Q. どのプロジェクトが対象なのですか

A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際協力事業や導入普及事業は除きます。

Q. 何のためにやるのですか

A. NEDOプロジェクトは国民の税金で賄われていますので、成果が世の中に貢献しているかどうかを一般の方にも知ってもらう必要があります。また、プロジェクトの運営管理や技術開発戦略への反映材料を得るために行います。

Q. 実施者の企業等は何をすれば良いのですか

A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をお教え願います。

プロジェクト終了後 1、2、4、6 年目に追跡調査担当者宛に調査票をお送りしますので、御回答願います。

また、製品化を達成した場合や事業を中断した場合には、その状況を教えていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。

必要に応じて、追跡評価にも御協力をお願いする場合がございます。

## NEDO先導研究プログラムにおける知財合意書の作成例について

「NEDO先導研究プログラムにおける知財マネジメント基本方針」(別添5)に従い、研究開発テーマ(プロジェクト)において知財合意書を作成する必要があります。以下に、知財合意書の作成例を提示しますので御活用ください。知財合意書の作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(平成27年5月)も併せて御参照ください。

なお、本作成例は一例として示したものであり、当該基本方針に従い、プロジェクトごとに具体的な内容及び追加的に定める事項について検討することが可能です。

### NEDO先導研究プログラム／未踏チャレンジ2050／

(研究開発テーマ名を記載)

「知財合意書」

(目的)

第1条 本合意書は、「NEDO先導研究プログラム／未踏チャレンジ2050／(研究開発テーマ名を記載)」(以下「本プロジェクト」という。)の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産の取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

(定義)

第2条 本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 発明

ロ 考案

ハ 意匠の創作

ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する回路配置の創作

ホ 種苗法第2条第2項に規定する品種の育成

ヘ 著作物の創作

ト 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)の案出

二 「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法(平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位(以下「産業財産権」と総称する。)

ロ 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)及び外国における上記権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)

#### ハ ノウハウを使用する権利

四 知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

五 「プロジェクト参加者」とは、本プロジェクトを実施する別紙1に記載された者をいう。

六 「研究開発従事者」とは、本プロジェクトにおいて実施する研究開発に従事する者をいう。

#### （知財運営委員会）

第3条 本プロジェクトにおける知的財産の取扱いを適切に行うため、知財運営委員会を設置する。

2 知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産の取扱いについて審議決定する。

3 知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項は、別途定める知財運営委員会運営規則によるものとする。

#### （秘密保持）

第4条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトに関して他のプロジェクト参加者（その研究開発従事者を含む。）から開示され、かつ開示の際に秘密である旨明示された技術上の一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、研究開発従事者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けたプロジェクト参加者は、当該情報を本プロジェクトの実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けたプロジェクト参加者が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

一 開示を受ける際、既に公知となっていたもの

二 開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの

三 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの

四 開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

五 開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、又は創出したもの

2 プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、研究開発従事者でなくなった後も含め、本条及び次条に規定する義務と同様の義務を、当該研究開発従事者に遵守させなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、本プロジェクトにおける秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置については、知財運営委員会において決定するものとする。

#### （本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認）

第5条 プロジェクト参加者は、知財運営委員会の承認を得ることなく、本プロジェクトの実施により得られた成果をプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。

#### （発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続き）

第6条 プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、発明者等及び発明等の成果の内容を届け出なければならない。

2 知財運営委員会は、前項に基づく届出を受けた場合、別途定める知財運営委員会運営規則に基づき、当該発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定する。

(出願による権利化)

第7条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトの成果を出願により権利化するに当たっては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される国においても権利化することを原則とする。

2 知財運営委員会は、プロジェクト参加者と協議の上、プロジェクト参加者が出願による権利化を行わないと判断した国において出願する権利を他のプロジェクト参加者に譲渡させることができる。

3 本プロジェクトの成果の出願等に要する費用は、原則として出願人が負担するものとする。

(本プロジェクトの実施により得られた知的財産権の帰属)

第8条 本プロジェクトの実施により得られた知的財産権（以下「フォアグラウンドIP」という。）は、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

2 発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合にあっては、各プロジェクト参加者の持分は、当該プロジェクト参加者間で協議して決定するものとする。

(共有するフォアグラウンドIPの取扱い)

第9条 プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、自由かつ無償にて実施できるものとする。

(知的財産権の実施許諾)

第10条 プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドIP以外の知的財産権を含む。以下本条において同じ。）について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。

(プロジェクト成果の後継プロジェクトへの活用)

第11条 NEDO先導研究プログラムの目的に照らして、フォアグラウンドIPの保有者は、プロジェクト成果を基にした後のプロジェクト（「後継プロジェクト」という。以下同じ。）が実施される場合には、後継プロジェクトの参加者の当該プロジェクト期間中における研究開発活動に対して、NEDOが求めたときは、当該フォアグラウンドIPを実施許諾するものとする。

(フォアグラウンド I P の移転先への義務の承継)

第 1 2 条 プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P の移転を行うときは、第 7 条から本条までの規定により課されている義務を負うよう当該知的財産権の移転先に約させなければならない。

(本プロジェクトから脱退したプロジェクト参加者の取扱い)

第 1 3 条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、本合意書により自己に課された義務を負うものとする。

(協議)

第 1 4 条 本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない事項について定める必要が生じたときは、知財運営委員会において審議し、決定するものとする。

(本合意書の改訂)

第 1 5 条 知財運営委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂を行うことができる。

2 知財運営委員会は、本合意書の改訂を行う場合は、事前に国に届け出るものとする。

(有効期間及び残存条項)

第 1 6 条 本合意書は、○年○月○日より発効し、本プロジェクトの終了後○年経過するまでは有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効とし、第 7 条から第 1 2 条までの規定は、フォアグラウンド I P の権利存続期間中は、当該存続するフォアグラウンド I P について有効とする。

本合意書が有効であることの証として本書○○通を作成し、本プロジェクトの当事者である参加者がそれぞれ記名捺印の上 1 通を保有する。

(西暦) ○○年○月○日

(住所)

(法人名)

(代表者氏名) 印

(住所)

(法人名)

(代表者氏名) 印

・

・

・